

天皇の代替わりに伴う諸儀式及び大嘗祭についての

日本キリスト教団京都教区の声明

日本キリスト教団京都教区第 83 回(合同後第 53 回)定期教区総会は、

1. この度の天皇の代替わりに伴う諸儀式について、それが法的根拠も不確かなまま、また「国民の総意」に諮る機会を準備することもなく、ある儀式を「国事」とし、ある儀式を「公的行為」と名づけて強行するあり方に強く抗議する。
2. 特に「天皇の神格化」を実現すると言われる「皇室祭祀^{みまいし}」による宗教儀式(大嘗祭)を、「公的行為」として国が深く関与し、莫大な公費を支出することは、憲法第 20 条の「政教分離」原則に違反するだけでなく、日本国憲法の基本原則(主権在民、基本的人権、平等主義・平和主義)が示す精神から大きく逸脱するものであり、強く反対する。

理 由

1. この度の天皇代替わりは、明仁天皇の 2016 年 8 月 8 日の「おことば」に端を発し、生前退位が「皇室典範」の特例法を急造することによって行われるに至ったものである。日本国憲法にも戦後の「皇室典範」にも生前退位の規定はない。天皇は、自らの高齢化と健康上の理由により、「象徴天皇としての行為」が困難になったと述べ、その窮状を訴えた。しかし、そもそも「象徴天皇としての行為」そのものは、憲法第 7 条、第 8 条が定める天皇の「国事行為」を超えるものであり、戦後の歴代政権は、地方巡幸をはじめ、「国体・植樹祭・海づくり大会」への出席、「皇室外交」、「慰霊の旅」、「被災地訪問」などすべてを「公的行為」と名づけて、当たり前のように行ってきた。この拡大された行為が、高齢化した天皇にとって困難だという理由がどこまで正当なのかは議論がある。憲法改定から 70 余年、主権者である国民による「象徴天皇制」のあり方をめぐり議論の機会が終始、奪われてきた。従って天皇の代替わりに伴う儀式についても、国会でもあらかじめ合意を申し合わせ、何の議論もなしに全会一致の装いで、生前退位とそれに伴う諸儀式が、現政権の思うがままに進行することになっている。
2. この度の代替わりに伴う諸儀式は、先の「昭和」から「平成」への代替わりをほぼそのまま踏襲して行われている。しかし、この先の代替わりは戦後廃止された「登極令^{とうきょくれい}」という神格化された天皇制の時代に制定されたものである(1909 年、明治 42 年公布)。現憲法が「象徴天皇制」を規定しているかぎり、天皇の交替はあり得るが、その際の現憲法の基本精神を生かした交替儀式のあり方が国会でも、政権内でも

創意工夫された話は聞いたことがない。

私達は、こうした現憲法の基本精神を一顧だにすることなく、戦中の交替儀式を、あえて復活させようとする逆戻りの天皇制のあり方に強く抗議するものである。

3. 「大嘗祭」という「天皇が神になる儀式」と誰もが説明する「皇室祭祀」の儀式については、先の「昭和」の終りに際して、全国の宗教集団や市民グループ（特に靖国の違憲訴訟を提起するグループ）の反対声明は、当時、無数に発表されている。

特にキリスト教関係の声明は、プロテスタント各派、カトリック（正平協など）、福音派の連合体など『キリスト教と天皇制～1990年教会の闘いの記録』（1991年3月、NCC大嘗祭問題署名センター編）に60件近い声明が記録され、その注には、これは誌面の都合で、ごく限られた「声明」にすぎないと述べている。日本キリスト教団は「大嘗祭についての声明」を代替わりの2年前の1986年11月に発し、反対の理由として①「政教分離原則」に違反すること、②天皇制強化をもたらすこと、③天皇の神格化のいかなる試みをも拒否する、としている。

4. こうした天皇代替わりの騒ぎは、現在この国が直面する政治的・社会的・経済的な混迷する諸問題を覆い隠し、マスコミもその報道のあるべき使命を忘れて、皇室報道に終始するあり方は、天皇制の強化を結果し、現政権の国家主義優先の政治を無批判に許すことになる。

私たちは以上のような思いから、代替わりに際し、上記の抗議と反対の意志を深い憂慮をもって明らかにする。

2019年 5月14日

日本^{キリスト}基督教団 京都教区 第83回(合同後第53回)定期教区総会